

「本校のいじめ防止の取組」について

法による「いじめ」の定義について

『いじめ防止対策推進法』第2条で、「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」と規定されています。

つまり、人間関係によるトラブル全般を「いじめ」の疑いがあるものと捉え、早期に組織的な対応をすることが重要です。すべての児童・生徒が安全・安心な学校生活を送るために、現在の「いじめ」の定義があります。

令和7年度の本校の「いじめの認知件数」について

(令和7年11月末現在)

「いじめ」は「見ようとしなければ見えてこない」ものもあると考えます。定期的なアンケートの実施や、軽微なものも含めて積極的に「いじめ」の疑いがあるものとして、組織的に対応することは「いじめ」の重篤化を防ぐことにつながります。

本校の「いじめ」の認知件数は、現時点で25件であり、江戸川区教育委員会等と連携をもって解決に取り組みました。中長期的には減少傾向となるものととらえていますが、際立った減少が見られているわけではありません。引き続き「いじめ見逃しゼロ」を目指し、「いじめ」の早期発見・即時対応を行ってまいります。

本校の「いじめ防止の取組」について

本校では『学校いじめ防止基本方針』に則り、「学校いじめ対策委員会」を設置し、「いじめ」の未然防止・早期発見・早期解決に組織的に対応しています。

お子様のことで何か心配事や違和感がありましたら、ぜひ学級担任をはじめとした、本校教職員にご相談ください。「魅力ある学校づくり」を掲げる本校では、「学校いじめ対策委員会」を中心に、情報を共有し、生徒本位に対策を検討し、解決を図る等、組織的に対応し、お子様の悩みや困りごとの解消に努めてまいります。